

令和7年度山形市老朽危険空き家除却補助事業補助金

～老朽危険空き家除却補助事業補助金とは～

山形市では、安全・安心な住環境づくりを促進するため、老朽化し、危険な空き家を除却（解体）する場合に、除却（解体）費用の一部（**上限額100万円**）を予算の範囲内で交付します。

	項目	内容
1	対象となる空き家(右の要件を全て満たす空き家で、長屋及び共同住宅を除きます。)	(1) 山形市内に存するもの (2) 当該建築物の過半が住宅として使用されていたもの (3) 周囲に悪影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるもの (4) 住宅の不良度の測定基準（別表第1）による評点の合計が100点以上であるもの (5) そのまま放置すれば倒壊等保安上著しく危険となるおそれのある状態又は衛生上著しく有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められるもの（特定空家等の判定表（別表第2）により特定空家等と判断されるものをいう。） (6) 建築物が複数人の共有である場合は、その共有者全員から当該建築物の除却についての同意を得られているもの (7) 所有権以外の権利が設定されていない建築物であるもの。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合で、当該権利の権利者から除却についての同意を得られているときは、この限りでない。 (8) 不動産業を営む者が営利目的で所有するものではないもの
2	対象者	(1) 補助対象空き家の登記事項証明書に所有者として登録されている者（未登記の場合は、固定資産税課税台帳の納税義務者） (2) 前号に規定する者の相続人

		(3) その他市長が特に認める者
3	対象となる除却（解体）工事	次のいずれにも該当する工事 (1) 法令の規定により建築物を除却（解体）できる許可を得た事業者に請け負わせるもの (2) 補助金の交付の決定前に着手した工事でないもの (3) 建築物の全てを除却（解体）するもの (4) 他の制度等により補助金の交付を受けないもの
4	事前調査募集期間	令和7年6月2日（月）から同年6月30日（月）まで 応募多数の場合は抽選となります。【抽選予定日：7月23日（水）】 ※応募が少ない場合は受付期間を延長し、予算に達した時点で終了します。
5	募集戸数	3戸程度
6	補助対象経費（消費税及び地方消費税相当額を含む。）	補助金の交付の対象となる空き家（以下「補助対象空き家」という。）の解体・廃材の運搬・廃材の処分に要する費用（<u>家財道具、車両、機械、立木等の処分費などは含みません。</u>）
7	補助金の額	(1)、(2)いずれか少ない額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）に建築物の延べ床面積を乗じて得た額に10分の8を乗じて得た額に2分の1を乗じて得た額とします。（100万円を上限） (1) 建築物1平方メートル当たりの補助対象経費の額 (2) 建築物1平方メートル当たりの除却工事費の額（木造建築物にあつては33,000円、非木造建築物にあつては47,000円とする。）
8	補助金の上限額	100万円
9	手続の主な手順	事前調査申込 → 補助対象空き家に該当 → （抽選） → 補助金交付申請 → 補助金交付決定 → 工事着工 → 工事完了 → 工事代金の支払 → 実績報告 → 補助金の支払

10	注意事項	(1) 補助対象空き家に該当するかどうかの山形市の事前調査が必要です。 (2) 事前調査の結果、補助対象空き家に該当したときは、通知の送付があった日から起算して60日以内に補助金の交付申請を行ってください。正当な理由がなく、この期間を経過したときは、補助金の交付申請ができない場合があります。(事情があり、期間経過後の申請になる場合は必ず下記の問合せ先までご連絡下さい。) (3) 本補助金の交付決定前に工事に着手された場合は、本補助金の対象となりません。 (4) 工事は、補助金の交付の決定の日の翌日から起算して90日以内又は当該年度の1月31日のいずれか早い日までに完了してください。 (5) 建築物を除却(解体)することにより、翌年度から固定資産税額が増額になる場合があります。 (6) 補助金の交付は、工事の完了報告後のため、<u>一時的に申請者が工事代金を全額負担することになります。</u> (7) 本補助金についてのご相談があり、山形市において建築物の調査を行った場合には、本補助金を活用し、除却を行うか否かにかかわらず、山形市から建築物の維持管理について指導を受けることがあります。
----	------	---

1 事前調査の申込時に必要な書類

		書類名	備考
申請者全員	☐	事前調査申込書	様式有（様式第1号）
	☐	登記事項証明書の写し	未登記の場合は固定資産 家屋証明書又は固定資産 税・都市計画税納税通知 書に係る課税資産の内訳 の写し

2 補助金の交付申請（補助対象空き家に該当した後）に必要な書類

		書類名	備考
申請者全員	☐	補助金交付申請書（兼）同意書	様式有（様式第3号）
	☐	誓約書	様式有（様式第4号）
	☐	工事計画書	様式有（様式第6号）
	☐	建築物の延床面積を確認することが できる床面積求積図等の書類	
	☐	現況写真	建築物が老朽化し、危険な 状況であると分かるもの で、建物全体が写るように 撮影し、4・5枚程度
	☐	工事見積書	内訳明細の付いたもの（ <u>補助金の交付の対象になる 部分とならない部分は、見 積書内で明確に区分して ください。</u> ）
	☐	補助対象工事に係る事業者であるこ とを証する書類	補助対象工事を行う事業 者に係る建設業法に基づ く土木工事業、建築工事業 若しくは解体工事業の許 可証の写し又は建設工事

			に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく解体工事業の登録に係る通知書の写し
該当する場合のみ	☐	所有者の戸籍謄本又は除籍謄本	建物所有者が死亡しており、相続人が申請する場合
	☐	相続人全員の同意書	相続人の代表者が申請する場合
	☐	委任状	様式有（様式第5号）。申請手続を代理人が行う場合

3 交付決定後に工事を取り止めたり、工事の内容に変更が生じた場合に必要な書類

		書類名	備考
申請者全員	☐	事業変更（中止・廃止）申請書	様式有（様式第8号）
	☐	変更内容の分かる書類	変更する場合
	☐	補助対象工事に要する費用に係る変更見積書	変更内容が費用に関する場合

4 工事終了後に必要な書類

		書類名	備考
申請者全員	☐	実績報告書	様式有（様式第10号）
	☐	補助対象工事に係る工事請負契約書又は請書の写し	
	☐	補助対象工事の工事写真	工事中及び工事完了後で、4・5枚程度
	☐	補助対象工事に係る領収書の写し	内訳明細の付いたもの

5 お問い合わせ

必要に応じ、上記以外の書類を提出していただく場合がありますのでご了承ください。

問合せ先 山形市まちづくり政策部住宅政策課 ☎023-641-1212（内線 471）